

東根市学校給食センター維持管理・運営等における
包括的民間委託事業

事業契約書(案)



令和8年9月29日

東 根 市

前 文

東根市（以下、「市」という。）と●（以下、「事業者」という。）は、本件事業の実施に関して、次のとおり合意する。

- 1 事業名 東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業
- 2 事業の場所 東根市大字東根元東根字一本木6032外
- 3 契約期間 自 東根市議会における本契約議案の議決の日

至 令和20年3月31日

- 4 契約金額 金●円

（うち消費税及び地方消費税相当額 金●円）

- (1) 「施設等更新等費相当分」

金●円

（うち施設等の更新等業務に対するサービス購入費●円）

（うち消費税及び地方消費税相当額●円）

- (2) 「施設等維持管理費相当分」

金●円

（うち施設等の維持管理業務に対するサービス購入費●円）

（うち消費税及び地方消費税相当額●円）

- (3) 「給食運営等費相当分」

金●円（下記固定料金及び変動料金の合計）

ア 固定料金

（うち給食の運営等業務に対するサービス購入費の固定料金分●円）

（うち消費税及び地方消費税相当額の固定料金分●円）

イ 変動料金

（うち給食の運営等業務に対するサービス購入費の変動料金分●円）

（うち消費税及び地方消費税相当額の変動料金分●円）

- 5 支払条件 本契約書に記載のとおり。

- 6 契約保証金 本契約書に記載のとおり。

上記事業について、発注者である「市」と「事業者」とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する

ものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、本契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、その後の改正を含む。）第12条の規定により、東根市議会の議決を得るまでは仮契約として取扱いその効力がないものとし、東根市議会の議決を得てはじめて効力を生じるものとする。また、東根市議会の議決が得られなかった場合は、仮契約は将来にわたってその効力を生じないものとする。

令和9年1月●日

発注者

住 所 山形県東根市中央一丁目1番1号

代表者氏名 東根市長 鈴木 敬一

事業者

住 所 ●

商号又は名称 ●

代表者氏名 代表取締役 ●

< 目 次 >

第1章 用語の定義	1
(定義)	1
第2章 総則	4
(目的)	4
(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	4
(事業日程)	4
(「本件事業」の概要)	5
(「事業者」)	5
(「事業者」の資金調達)	5
(「本件土地」の使用及び管理)	5
(許認可、届出等)	5
(「要求水準書」及び「入札説明書」の不備、誤謬又は内容変更)	6
第3章 「本件各更新施設等」の設計	6
(「本件各更新施設等」の設計)	6
(設計の第三者委託)	7
(設計の変更)	7
(「法令変更」等による設計の変更等)	8
(設計に対する「市」のモニタリング)	8
(設計の完了)	9
(「設計図書」の修正)	9
第4章 「本件各更新施設等」の更新等	9
第1節 総則	9
(「本件各更新施設等」の更新等)	10
(施工計画書等)	10
(更新等の第三者委託)	11
(「事業者」による「工事監理者」の設置)	11
(「本件施設等」の更新等に伴う各種調査)	11
(調査の第三者委託)	12
(更新等に対する「市」のモニタリング)	12
(「更新等期間」の変更)	13
(「更新等期間」の変更に伴う費用負担)	13
第2節 「本件工事」の一時中止	13
(「本件工事」の一時中止)	13
第3節 損害等の発生	14
(「本件工事」中に第三者に生じた損害)	14
第4節 操作マニュアルの作成	14
(操作マニュアルの作成)	14
第5節 「本件各更新施設等」の「完成」及び引渡し	14
(「事業者」による完成検査)	14
(「市」による「本件各更新施設等」の「完成」確認)	15
(「完成」確認通知書の交付)	15
(「事業者」による「本件各更新施設等」の引渡し及び「市」による所有権の取得)	16
(「本件各更新施設等」の引渡しの遅延)	16

(「本件各更新施設等」の引渡し遅延による増加費用の負担)	1 6
(「本件各更新施設等」の契約不適合責任)	1 6
第6節 契約保証金	1 8
(契約の保証)	1 8
第5章 「本件施設等」の維持管理及び運営	1 8
第1節 総則	1 9
(「本件施設等」の維持管理及び給食の運営等)	1 9
(業務計画書)	1 9
(「業務報告書」)	2 0
(「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の第三者委託)	2 0
(従事者名簿の提出等)	2 1
(「事業者」による「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」体制の整備)	2 1
(「市」による「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」体制の確認)	2 2
(維持管理及び給食運営に対する「市」のモニタリング)	2 2
(「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の変更)	2 2
(第三者に及ぼした損害等)	2 3
(「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に伴う近隣対策)	2 3
第2節 維持管理業務	2 4
(「本件施設等」の修繕)	2 4
(施設等の損傷)	2 4
第3節 運営業務	2 4
(マニュアルの作成及び「従事者」の教育)	2 4
(管理責任者)	2 5
(調理等業務等)	2 5
(食中毒等)	2 5
(アレルギー対応食)	2 6
(アレルギー対応食による事故)	2 7
(給食の提供の遅延等の場合)	2 7
第6章 「サービス購入費」の支払い	2 7
(「施設等更新等費相当分」の支払い)	2 7
(「施設等維持管理費相当分」の支払い)	2 7
(「給食運営等費相当分」の支払い)	2 8
(「サービス購入費」の改定)	2 8
(「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」の減額)	2 8
(「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」の返還)	2 8
第7章 契約期間及び契約の終了	2 8
第1節 契約期間	2 8
(契約期間)	2 8
(契約終了時の取扱い)	2 8
(終了手続に係る費用の負担)	2 9
第2節 「事業者」の事由による契約終了	2 9
(「事業者」の事由による契約終了)	2 9
(違約金及び「本件各更新施設等」に関する「本契約」解除等の効力)	3 1
第3節 「市」の事由による契約終了	3 2
(「市」の事由による契約終了)	3 2

第4節 「市」による任意解除	3 2
（「市」による任意解除）	3 2
第5節 「法令変更」による契約終了	3 3
（「法令変更」による契約の終了）	3 3
第6節 「不可抗力」による契約終了	3 4
（「不可抗力」による契約終了）	3 4
第8章 「法令変更」	3 4
（「法令変更」に係る通知の付与）	3 4
（「法令変更」に係る協議及び増加費用の負担）	3 5
第9章 「不可抗力」	3 5
（「不可抗力」に係る通知の付与）	3 5
（「不可抗力」に係る協議及び増加費用の負担）	3 6
（「不可抗力」への対応）	3 6
第10章 確認事項	3 7
（「事業者」による事実の確認）	3 7
（「市」による事実の確認）	3 7
第11章 その他	3 8
（公租公課の負担）	3 8
（協議）	3 8
（関係者協議会の設置）	3 8
（「事業者」の経営状況に係る報告）	3 8
（「事業者」の経営状況に対する「市」のモニタリング）	3 9
（秘密保持）	3 9
（著作権等）	3 9
（著作権等の侵害の防止）	4 0
（特許権等の使用）	4 0
（「事業者」の兼業禁止）	4 0
第12章 雑則	4 0
（請求、通知等の様式その他）	4 0
（遅延利息）	4 1
（解釈）	4 1
（準拠法）	4 1
（管轄裁判所）	4 2
別紙1 「本件各更新施設等」	4 4
別紙2 「設計図書」	4 6
別紙3 モニタリング及びペナルティの考え方	4 7
別紙4 「本件事業」期間中の保険	4 8
別紙5 「完成図書」	4 9
別紙6 目的物引渡書	5 0
別紙7 保証書	5 1
別紙8 「サービス購入費」の内容及び支払方法、改定	5 3

「市」と「事業者」は、東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業（以下、「本件事業」といい、第1条に定義する「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」、「給食の運営等業務」及びその他関連する業務から構成される。）に関して、以下のとおり、事業契約（以下、「本契約」という。）をここに締結する。

「市」と「事業者」は、「本契約」の規定のほか、「入札説明書」及び「要求水準書」（それぞれ第1条に定義する。）、並びに「入札説明書」に記載の「市」の指定する様式に従い作成された「入札提案書類」及び「設計図書」（それぞれ第1条に定義する。）に定める事項が適用されることをここに確認する。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 「本契約」において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「維持管理・運営期間」とは、令和10年4月1日から令和20年3月31日までの期間をいう。
- (2) 「維持管理者」とは、「施設等の維持管理業務」を担当する●をいう。
- (3) 「運営者」とは、「給食の運営等業務」を担当する●をいう。
- (4) 「開庁日」とは、「閉庁日」以外の日をいう。
- (5) 「完成」とは、「本件各更新施設等」それぞれについて、「施設等の更新等業務」が完了することをいう。
- (6) 「完成図書」とは、「本件各更新施設等」それぞれの「完成」時に「事業者」が作成する別紙5記載の一切の書類をいう。
- (7) 「基本協定書」とは、「本件事業」に関し「市」と●、●及び●をその構成員とし、●をその代表者とする●グループ（以下、「民間事業者」という。）との間で令和9年1月●日に締結された基本協定書をいう。
- (8) 「給食運営等費相当分」とは、「サービス購入費」のうち、「給食の運営等業務」の履行の対価として「市」から「事業者」に支払われる金員（「給食の運営等業務」の対価元本及びこれに対する「消費税等」の総額（ただし、「本契約」中の定めにより変更されることがある。））をいう。
- (9) 「給食の運営等業務」とは、「入札説明書」及び「要求水準書」に規定する給食の運営等に係る以下の業務をいう。
 - ア 調理業務（下処理業務及び配缶業務、食材検収業務を含む。）
 - イ 衛生管理業務
 - ウ 配送・回送業務
 - エ 洗浄・残滓処理業務
 - オ 運営備品調達業務（食器食缶等調達業務を除く。）
 - カ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- (10) 「工事開始予定日」とは、第4条に規定する、「事業者」が作成し「市」に提出

する、「設計・更新等期間」の設計、更新等及び許認可取得時期等を含む全体スケジュール表（以下、「全体スケジュール表」という。）において指定された「本件工事」を開始する日をいう。

- (11) 「更新等期間」とは、「本件各更新施設等」の更新等に要する期間であり、「入札提案書類」の内容に基づき、個別の「本件各更新施設等」ごとに定めた別紙１記載の各期間をいう。
- (12) 「更新等者」とは、「本件各更新施設等」の更新等を担当する●をいう。
- (13) 「工事監理者」とは、「本件各更新施設等」の工事監理等を担当する●をいう。
- (14) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む。）第２条第１項に定める個人情報のことをいう。
- (15) 「サービス購入費」とは、「本契約」に基づく「事業者」の債務履行に対し、「市」が「事業者」に対して支払う対価をいい、「施設等更新等費相当分」、「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」により構成される。
- (16) 「事業年度」とは、「本契約」の「契約期間」中の各暦年の４月１日に始まり、翌年の３月31日に終了する１年間をいう（ただし、初年度は「本契約」の効力発生日から令和10年３月31日までをいう。）。
- (17) 「施設等維持管理費相当分」とは、「サービス購入費」のうち、「施設等の維持管理業務」の履行の対価として「市」から「事業者」に支払われる金員（「施設等の維持管理業務」の対価元本及びこれに対する「消費税等」の総額（ただし、「本契約」中の定めにより変更されることがある。））。をいう。
- (18) 「施設等更新等費相当分」とは、「サービス購入費」のうち、「施設等の更新等業務」の履行の対価として「市」から「事業者」に支払われる金員（「施設等の更新等業務」の対価元本及びこれに対する「消費税等」の総額（ただし、「本契約」中の定めにより変更されることがある。））。をいう。
- (19) 「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」とは、令和10年４月１日をいう。
- (20) 「施設等の維持管理業務」とは、「入札説明書」及び「要求水準書」に規定する「本件施設等」の維持管理に係る以下の業務をいう。
 - ア 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
 - イ 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
 - ウ 附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕業務を含む。）
 - エ 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む。）
 - オ 清掃業務
 - カ 警備業務
 - キ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- (21) 「施設等の更新等業務」とは、「入札説明書」及び「要求水準書」に規定する「本件各更新施設等」の更新等に係る以下の業務をいう。

- ア 調査・設計業務及び関連業務
- イ 建設業務（附帯施設を含む。）及び関連業務
- ウ 調理設備設置業務及び関連業務
- エ 工事監理業務及び関連業務
- オ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- (22) 「消費税等」とは、消費税（消費税法（昭和63年法律第108号、その後の改正を含む。）に定める消費税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号、その後の改正を含む。）第2章第3節に定める地方消費税をいう。）をいう。
- (23) 「設計・更新等期間」とは、「本件各更新施設等」の更新等に要する期間であり、「入札提案書類」の内容に基づき、個別の「本件各更新施設等」ごとに定めた別紙1記載の各期間をいう。
- (24) 「設計者」とは、「本件各更新施設等」の設計を担当する●をいう。
- (25) 「設計図書」とは、「要求水準書」及び「入札提案書類」に基づき定めた「本件各更新施設等」の設計に係る別紙2記載の一切の書類をいう。
- (26) 「入札金額」とは、「民間事業者」が「本件事業」に関し入札時に提示した額をいう。
- (27) 「入札説明書」とは、「市」が「本件事業」に関し令和8年9月29日に公表した入札説明書及び入札説明書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する「市」の回答を記載した書面をいう。
- (28) 「入札提案書類」とは、「民間事業者」が「本件事業」の入札手続において「市」に提出した応募提案、「市」からの質問に対する回答書及びその他「民間事業者」が「本契約」の効力発生までに「市」に提出した一切の書類（東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業審査委員会が実施したプレゼンテーション及びヒアリングでの提出書類及び口頭での説明を含む。ただし、「市」が不採用としたものを除く。）をいう。
- (29) 「引渡予定日」とは、「本件各更新施設等」それぞれについて、「更新等期間」の最終日又は「本契約」に基づいて変更された場合には実際に引渡しがなされた日をいう。
- (30) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷、火災、騒擾、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（「要求水準書等」で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）であって、「市」及び「事業者」のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、「法令変更」は、「不可抗力」に含まれないものとする。
- (31) 「閉庁日」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号、その後の改正を含む。）第4条の2に基づく「市」の休日その他の「市」の閉庁日をいう。
- (32) 「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機

関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。

- (33) 「法令変更」とは、「本件事業」の入札手続に係る入札公告日より後に施行され又は効力を生じた、「法令」の制定、改正又は廃止等をいう。ただし、入札公告日において既にその内容が公布、公表又は公開されていたことにより、「民間事業者」がその内容を踏まえて「入札提案書類」等を作成し、提出することができたものを除く。
- (34) 「本件各更新施設等」とは「本契約」、「要求水準書」、「入札説明書」、「入札提案書類」及び「設計図書」に基づき「事業者」が調査、設計及び更新等をする対象となる、「本件施設等」の一部を構成し又は「本件施設等」に設置された各設備等をいう。
- (35) 「本件工事」とは、「本件事業」に関し、「本件各更新施設等」の「設計図書」に従った、「本件各更新施設等」の更新等のための工事をいう。
- (36) 「本件施設等」とは、「市」の学校給食共同調理場である東根市学校給食センター(東根市大字東根元東根字一本木6032外所在。本体施設とともに附帯施設を含む。)をいう。
- (37) 「本件土地」とは、「本件施設等」の敷地をいう。
- (38) 「要求水準書」とは、「市」が「本件事業」に関し令和8年9月29日に公表した東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業に関する要求水準書及び要求水準書の公表後に受け付けられた質問及びこれに対する「市」の回答を記載した書面をいう。
- (39) 「要求水準書等」とは、「本契約」、「基本協定書」、「入札説明書」、「要求水準書」及び「入札提案書類」をいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 「本契約」は、「市」及び「事業者」が相互に協力し、「本件事業」を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 「事業者」は、「本件事業」が公共施設の更新等及び維持管理運営事業として公共性を有することを十分理解し、「本件事業」の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 「市」は、「本件事業」が「民間事業者」によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 「本件事業」は、「全体スケジュール表」に従って実施される。

- 2 「事業者」は、「全体スケジュール表」を、「本契約」締結以後、速やかに「市」に提出する。

（「本件事業」の概要）

第5条 「本件事業」は、「施設等の更新等業務」、「本件各更新施設等」の引渡及び所有権の「市」による取得、「施設等の維持管理業務」、「給食の運営等業務」並びにこれらに付随し関連する一切の事業により構成されるものとする。

- 2 「事業者」は、「本件事業」を「要求水準書等」に従って遂行しなければならない。
- 3 「市」は、「事業者」に対し、「本契約」の定めに従い「サービス購入費」を支払わなければならない。

（「事業者」）

第6条 「事業者」は、「本件事業」の遂行を目的として会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）の規定に基づき設立される株式会社とする。

- 2 「民間事業者」、「設計者」、「更新等者」、「維持管理者」及び「運営者」の責めに帰すべき事由に起因する「本契約」上の「事業者」の債務不履行については、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

（「事業者」の資金調達）

第7条 「事業者」は、「本契約」に別段の定めがある場合を除き、「本件事業」の実施に必要な一切の費用を負担し、「本件事業」を実施するにあたり、必要な資金調達をすべて自己の責任において行う。

- 2 「市」は、「本契約」に別段の定めがある場合を除き、「事業者」に対する保証、出資その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行う義務を負わない。ただし、「市」の協力が必要な場合は、「市」は、可能な限り協力する。

（「本件土地」の使用及び管理）

第8条 「市」は、「施設等の更新等業務」のために必要な場合には、「事業者」が「工事開始予定日」に速やかに「本件工事」に着手できるように、「工事開始予定日」をもって、「事業者」に対し「本件土地」の使用許可を与える。

- 2 「本件土地」は「市」所有の財産であり、「事業者」は、原則として、「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に必要な範囲において、「本件土地」を無償で使用することができる。「本件土地」以外に資材置場等が必要となる場合、「事業者」は、自らの責任と費用負担においてこれを確保する。
- 3 「事業者」は、前2項に基づいて「本件土地」を使用する間、善良な管理者の注意義務をもって「本件土地」を管理する。

（許認可、届出等）

第9条 「事業者」による「本契約」上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、「事業者」が自らの責任と費用負担において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても「事業者」が自らの責任と費用負担において提出する。

2 「事業者」は、前項の許認可等の申請に際しては、「市」に事前説明及び事後報告を行う。

3 「市」は、「事業者」からの要請がある場合は、「事業者」による「本契約」上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。

4 「事業者」は、「市」からの要請がある場合は、「市」による「本契約」上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。

5 「事業者」は、「事業者」による「本契約」上の義務を履行するために必要な一切の許認可取得の遅延により増加費用（資金調達費用及び合理的な範囲の損害を含むがこれに限らない。以下、同様とする。）が生じた場合、当該増加費用を負担する。ただし、当該遅延が「市」の責めに帰すべき場合は、「市」は、当該増加費用を負担する。

（「要求水準書」及び「入札説明書」の不備、誤謬又は内容変更）

第10条 「要求水準書」及び「入札説明書」の不備若しくは誤謬、あるいは「市」によるそれらの内容の変更に起因して「事業者」に増加費用が生じた場合、「市」は、当該増加費用を負担する。

第3章 「本件各更新施設等」の設計

（「本件各更新施設等」の設計）

第11条 「事業者」は、「本件各更新施設等」それぞれについて、別紙1の日程及び「全体スケジュール表」により、自らの責任及び費用負担において設計を行い、設計完了後速やかに別紙2で定める「設計図書」を「市」に提出する。

2 「事業者」は、日本国の「法令」を遵守の上、「要求水準書等」に記載された内容及び水準に従い、自らの責任と費用負担において「本件各更新施設等」の設計を行う。「事業者」は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）、その他関連する建築学会等の基準・指針等（最新版）において性能・仕様等を規定している項目にあつては、これらを標準仕様として適用し、手続等を規定している項目にあつては、これらを参考仕様として準用するものとする。なお、「市」がこれらと同等の効果があると認める場合においては、「事業者」の提案によることができるものとする。

3 「事業者」は、「本件各更新施設等」の設計のために必要な一切の許認可の取得及び

届出等を自らの責任と費用負担において行う。「市」は、「事業者」からの要請がある場合、「事業者」の許認可取得及び届出のために必要な協力をする。

(設計の第三者委託)

第12条 「事業者」は、「入札提案書類」に基づき、「本件各更新施設等」の設計を「設計者」に委託しなければならない。ただし、「事業者」は、「市」に対し当該業務を委託する者の名称その他の情報を事前に通知し、「市」の承諾を得た上で、当該設計の一部を「設計者」以外の第三者（以下、「設計者」と併せて「設計受託者」と総称する。）に委託することができる。「設計受託者」がさらに設計業務の一部を第三者（以下、「設計下請人」という。）に委託する場合も同様とする。ただし、「市」は合理的理由なく承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。

- 2 前項に基づく「設計受託者」及び「設計下請人」（以下、「設計受託者等」という。）の使用は、すべて「事業者」の責任において行うものとし、「設計受託者等」の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

(設計の変更)

第13条 「市」は、「本件各更新施設等」それぞれについて、「本件工事」の開始前及び工事中において必要があると認めるときは、「事業者」に対して、「設計・更新等期間」の変更を伴わずかつ「入札提案書類」による「事業者」の提案の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、「本件各更新施設等」の設計の変更を求めることができる。「事業者」は、「市」から当該書面を受領した後14日以内（該当期間の最終日が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」以内。）に、「市」に対してかかる設計の変更に伴い発生する費用、「設計・更新等期間」又は工程の変更の有無等の検討結果を記載した書面を提出しなければならない。

- 2 前項の規定に従い、「市」の要求に基づき「事業者」が「本件各更新施設等」の設計を変更することにより、「事業者」に「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る増加費用（設計費用及び直接の工事費のほか、将来の「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」にかかる増加費用を含むがこれらに限らない。以下、本条において同じ。）が発生した場合、「市」は、その増加費用を負担する。この場合、「市」は、設計費用及び直接の工事費にかかる増加費用については、別紙8に従い「施設等更新等費相当分」に組み入れた上で「事業者」に支払い、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」にかかる増加費用については、それぞれ「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」に組み入れた上で「事業者」に支払う。
- 3 「事業者」は、「市」の承諾を得た場合を除き、設計の変更を行うことはできない。
- 4 「事業者」の請求により「市」の承諾を得て設計の変更を行う場合において、当該変更により「事業者」に増加費用が生じた場合、「事業者」は、その増加費用を負担する。

- 5 「事業者」が「市」の請求により又は「市」の承諾を得て設計の変更を行う場合において、当該変更により「施設等の更新等業務」に係る費用が減少したとき「市」は、「事業者」に支払う「施設等更新等費相当分」を当該費用の減少額と同額減少させることができる。
- 6 「事業者」が、「市」の請求により又は「市」の承諾を得て設計の変更を行う場合において、当該変更により「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る費用が減少したときは、「市」は、「市」が「事業者」に支払う「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」を、それぞれ、当該費用の減少額と同額減少させることができる。

（「法令変更」等による設計の変更等）

第14条 建築基準法（昭和25年法律第201号、その後の改正を含む。）、消防法（昭和23年法律第186号、その後の改正を含む。）又は学校給食法（昭和29年法律第160号、その後の改正を含む。）等の「法令変更」により、「本件各更新施設等」の設計変更が必要となった場合、「事業者」は、「市」に対し「施設等の更新等業務」の変更の承諾を求めることができる。

- 2 「本件各更新施設等」の「完成」までに、「市」が「本件事業」の入札手続において提供した「本件施設等」に関する竣工図等の資料において明示されていない「本件施設等」についての障害及び不具合の発見等に起因して、設計変更が必要となった場合、「事業者」は、「市」に対し「施設等の更新等業務」の変更の承諾を求めることができる。
- 3 本条第1項又は第2項に基づく変更起因する、「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」、「給食の運営等業務」又は資金調達に係る「事業者」の合理的な範囲の費用の増加又は減少については、「市」の負担又は利益とする。
- 4 本条第1項又は第2項に基づく変更起因して、「本件各更新施設等」の引渡しの遅延が見込まれる場合において、「事業者」が請求した場合、「市」及び「事業者」は、協議の上、「引渡予定日」を変更することができる。

（設計に対する「市」のモニタリング）

第15条 「市」は、「本件各更新施設等」が「要求水準書等」に従い設計されていることを確認するために、「本件各更新施設等」の設計状況その他について、「事業者」に事前に通知した上で、「事業者」に対してその説明を求めることができるものとし、また上記確認のため必要な書類の提出を求めることができる。

- 2 「事業者」は、前項に定める設計状況その他についての説明及び「市」による確認の実施につき、「市」に対して最大限の協力を行うものとし、また「設計受託者等」をして、「市」に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。「事業者」は、調査及び設計（基本的事項決定と実施設計）の完了時その他必要に応じて随時、前項の「市」による確認ができる報告書及び「設計図書」等を「市」に提出し、「市」に内容の確認を受ける。また、「事業者」は、建築基準法に基づく建築確認等の書類作成を行い、建築

確認等の申請を行うとともに、「市」に事前説明及び事後報告を行う。

- 3 「市」は、前2項に基づき説明及び報告等を受け、指摘事項がある場合には、適宜これを「事業者」に伝え、又は意見を述べることができる。
- 4 「市」は、「事業者」への説明要求、「事業者」による説明の実施を理由として、「本件各更新施設等」の設計の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。
- 5 本条のモニタリングに要する費用は各自の負担とする。

(設計の完了)

第16条 「事業者」は、第11条第1項に従って、設計の完了後速やかに、「市」に「設計図書」を提出する。「市」は、必要と認められる場合、「事業者」にその説明を求めることができる。

- 2 「市」は、前項により提出された「設計図書」の確認が終了した場合、「事業者」に対し速やかに確認書を交付する。

(「設計図書」の修正)

第17条 「市」は、前条に基づき提出された「設計図書」が「要求水準書等」に従っていない、又は提出された「設計図書」が「要求水準書等」において要求される仕様を満たさないと判断する場合には、「事業者」の負担（ただし、「市」の責めに帰すべき事由による場合は「市」の負担とし、「法令変更」及び「不可抗力」に起因する場合はそれぞれ第8章及び第9章の規定に従う。以下、本条において同じ。）において修正することを求めることができる。

- 2 「事業者」は、「市」からの前項に基づく指摘により、又は自ら設計の不備・不具合等を発見したときは、自らの負担において速やかに「設計図書」の修正を行い、「市」に修正後の「設計図書」を提出する。「市」は、「事業者」から提出された修正後の「設計図書」の確認が終了した場合、「事業者」に対し速やかに確認書を交付する。
- 3 「事業者」は、「市」に対し修正後の「設計図書」を提出するときに、「設計図書」の修正により生じた増加費用（「事業者」の責めに帰すべき事由以外の事由により発生した増加費用に限る。）についてその根拠となる、設計・更新等の業務に係る増加費用内訳表、「施設等の維持管理業務」に係る増加費用内訳表及び「給食の運営等業務」に係る増加費用内訳表を作成し、「市」に提出しなければならない。
- 4 「事業者」による前条第1項及び本条第2項の「設計図書」の提出から14日間（該当期間の最終日が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」までの間。）を経過しても、「市」による確認書の交付がなされない場合、「事業者」は、「市」による確認がなされたものとみなして、次の工程に進むことができる。

第4章 「本件各更新施設等」の更新等

第1節 総則

(「本件各更新施設等」の更新等)

第18条 「事業者」は、自らの責任と費用負担において、別紙1の日程及び「全体スケジュール表」の日程に則り日本国の「法令」を遵守の上、「要求水準書等」に従い「更新等期間」内に「施設等の更新等業務」を実施し、第33条に基づき「本件各更新施設等」を「市」に引き渡し、その所有権を「市」に取得させる。

- 2 「本件各更新施設等」の施工方法、その他の「本件各更新施設等」の更新等をするために必要な一切の手段については、「要求水準書等」で特に規定されているもののほかは、「事業者」がその責任において定める。
- 3 「事業者」は、自らの責任において、「更新等期間」中、自ら又は第20条第2項の「請負人等」をして別紙4に定める保険に加入し、自ら又は「請負人等」が保険料を負担するものとし、加入後速やかにかかる保険証券又はこれに代わるものを「市」に提示する。
- 4 「事業者」は、「本件施設等」のうち「本件各更新施設等」以外の箇所並びに「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の実施に一切の影響を与えないよう、「施設等の更新等業務」を実施しなければならない。仮に、「施設等の更新等業務」の実施により、「本件施設等」のうち「本件各更新施設等」以外の箇所又は「施設等の維持管理業務」若しくは「給食の運営等業務」に何らかの影響が生じ、「市」に損害又は増加費用等が生じた場合には、「事業者」が当該損害又は増加費用等を負担するものとする。

(施工計画書等)

第19条 「事業者」は、「本件各更新施設等」それぞれに関し、性能確保の方法を明記した施工計画書を「全体スケジュール表」に記載された日程に従って「本件工事」着工前に「市」に提出する。

- 2 「事業者」は、「全体スケジュール表」に基づく詳細な月間工程表（以下、「工事工程表」という。）を作成して「市」に提出する。「市」に提出した「工事工程表」に変更が生じた場合、「事業者」は、速やかに「市」に通知し、「市」の承諾を得るものとする。
- 3 「事業者」は、工事現場に常に工事記録を整備し、「市」の要求があった際には速やかに開示する。
- 4 「事業者」は、施工時の提出図書をその性質に応じて、「本件工事」の着工時及び施工時に、適宜、「市」に提出するものとする。
- 5 「市」は、必要と認めた場合は随時、「事業者」から施工体制台帳（建設業法（昭和24年法律第100号、その後の改正を含む。）第24条の8に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。
- 6 「事業者」は、日本国の「法令」を遵守の上、「要求水準書等」に記載された内容及び水準に従い、自らの責任と費用負担において「本件工事」を行う。「事業者」は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最

新版）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）、その他関連する建築学会等の基準・指針等（最新版）において性能・仕様等を規定している項目にあつては、これらを標準仕様として適用し、手続等を規定している項目にあつては、これらを参考仕様として準用するものとする。なお、「市」がこれらと同等の効果があると認める場合においては、「事業者」の提案によることができるものとする。

（更新等の第三者委託）

第20条 「事業者」は、「本件各更新施設等」それぞれについて、「入札提案書類」に基づき、「本件工事」を「更新等者」に請け負わせなければならない。ただし、「事業者」は、「本件工事」に着手する14日前まで（14日前の日が「市」の「閉庁日」の場合は、その前「開庁日」まで。）に、「市」に対し当該業務を請け負わせる者の名称その他の情報を事前に通知し、「市」の承諾を得た上で、「本件工事」の一部を「更新等者」以外の第三者（以下、「更新等者」と併せて「請負人」と総称する。）に請け負わせることができる。「請負人」がさらに「本件工事」の一部を第三者（以下、「下請人」という。）に請け負わせる場合も同様とする。ただし、「市」は合理的理由なく承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。

- 2 前項に基づく「請負人」及び「下請人」（以下、総称して「請負人等」という。）の使用は、すべて「事業者」の責任において行うものとし、「請負人等」の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

（「事業者」による「工事監理者」の設置）

第21条 「事業者」は、自らの責任と費用負担において、「工事監理者」という。）を設置し、「工事開始予定日」までに、「市」に対して「工事監理者」の名称を通知し、「市」の承諾を得るものとする。

- 2 「市」は、随時、「工事監理者」に「本件工事」に関する事前説明及び事後報告を求め、又は「事業者」に対して「工事監理者」をして「本件工事」に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。
- 3 「事業者」は、「工事監理者」をして、工事月報及び工事監理報告書を毎月作成させ、当該月の翌月10日まで（該当期間の最終日が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」まで。）に「市」に対して提出させるものとする。

（「本件施設等」の更新等に伴う各種調査）

第22条 「事業者」は、「本件工事」に必要な「本件施設等」の調査その他の調査を自らの責任と費用負担において実施し、その結果について、当該調査終了後速やかに任意の様式による報告書を作成し、「市」に報告しなければならない。

- 2 「事業者」は、前項に定める調査の結果、「市」が提供した「本件施設等」に関する

竣工図等の資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに「市」に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、「市」及び「事業者」は、その対応につき協議する。

- 3 「市」は、「本件施設等」について、本条第1項に定める調査結果並びに事前に予期することができない障害及び不具合等の存在に起因して「事業者」に発生した増加費用を負担する。「事業者」は、当該増加費用の発生及び拡大を阻止又は低減するよう最大限の努力をしなければならない。ただし、本条第1項に定める報告書に「事業者」の故意又は重大な過失による不備、誤謬等がある場合、「事業者」は、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用（再調査に関する費用の負担を含む。）を負担する。

（調査の第三者委託）

第23条 「事業者」は、前条の調査に着手する14日前まで（14日前の日が「市」の「閉庁日」の場合は、その前「開庁日」まで。）に、「市」に対し当該業務を委託する者の名称その他の情報を事前に通知し、「市」の承諾を得た上で、当該調査の全部又は一部を第三者（以下、「調査受託者」という。）に委託することができる。「調査受託者」がさらに当該調査の一部を第三者（以下、「調査下請人」という。）に委託する場合も同様とする。ただし、「市」は合理的理由なく承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。

- 2 前項に基づく「調査受託者」及び「調査下請人」（以下、総称して「調査受託者等」という。）の使用は、すべて「事業者」の責任において行うものとし、「調査受託者等」の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

（更新等に対する「市」のモニタリング）

第24条 「市」は、「本件工事」の進捗状況について、随時、「事業者」に対して報告を要請することができ、「事業者」は、「市」の要請があった場合には速やかに報告を行わなければならない。また、「市」は、「本件各更新施設等」が「設計図書」に従い更新等されていることを確認するために、「本件工事」について、「事業者」に事前に通知した上で、「事業者」又は「請負人等」に対して中間確認の実施と、その報告を求めることができる。

- 2 「市」は、「更新等期間」中、随時、「事業者」に対して質問をし、「本件工事」について説明を求めることができる。「事業者」は、「市」からかかる質問を受領した後14日以内（該当期間の最終日が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」以内。）に、「市」に対して回答を行わなければならない。「市」は、「事業者」の回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。
- 3 「市」は、「更新等期間」中、「事業者」に対する事前の通知を行うことなく、随時、「本件工事」に立ち会うことができる。ただし、立会い開始に際しては、現場において「事業者」の現場責任者に連絡し、その安全管理上の指示に従うものとする。

- 4 前3項に定める報告、中間確認、説明、又は立ち会いの結果、更新等の状況が「要求水準書等」の内容を逸脱していることが判明した場合、「市」は、「事業者」に対してその是正を求めることができ、「事業者」は、これに従わなければならない。
- 5 「事業者」は、「更新等期間」中に実施する「本件各更新施設等」の検査又は試験について、事前に「市」に対して通知するものとし、「市」は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 「市」は、本条に定める「事業者」への説明要求又は「本件工事」への立会いを理由として、「本件各更新施設等」の設計、更新等の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 7 「事業者」は、本条に定める中間確認及び更新等の状況の確認の実施について、「市」に対して最大限の協力を行うものとし、また必要ある場合には、「請負人等」をして、「市」に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 8 本条のモニタリングに要する費用は各自の負担とする。

（「更新等期間」の変更）

第25条 「市」が「事業者」に対して「更新等期間」の変更を請求した場合、「市」と「事業者」は、協議により当該変更の可否を協議する。ただし、「市」と「事業者」との協議が調わない場合、「市」が当該変更の可否を決定するものとし、「事業者」は、これに従う。

- 2 「事業者」が、「法令変更」、「不可抗力」又は「事業者」の責めに帰すことのできない事由により「更新等期間」を遵守することができなくなったとして、「市」に対して「更新等期間」の変更を請求した場合、「市」は、当該変更を認め、「市」と「事業者」は、協議により当該変更の内容を決定する。

（「更新等期間」の変更に伴う費用負担）

第26条 「事業者」の責めに帰すべき事由により「更新等期間」が変更され、「市」に当該変更に伴う損害が発生した場合、「事業者」は、「市」に発生した損害額に相当する金額を「市」に支払う。

- 2 「更新等期間」の変更によって「事業者」に増加費用が発生した場合、当該増加費用は「事業者」の負担とする。ただし、当該変更が「市」の責めに帰すべき事由に起因する場合は「市」の負担とし、「法令変更」及び「不可抗力」に起因する場合はそれぞれ第8章及び第9章の規定に従うものとする。

第2節 「本件工事」の一時中止

（「本件工事」の一時中止）

第27条 「市」は、必要と認めた場合には、「事業者」に対して「本件工事」の中止の内容及び理由を記載した書面を交付して、「本件工事」の全部又は一部を、一時中止させ

ることができる。

- 2 「市」は、前項により「本件工事」の全部又は一部を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、「更新等期間」若しくは「施設等更新等費相当分」を変更し、又はかかる「本件工事」の一時中止が「事業者」の責めに帰すべき事由による場合並びに「法令変更」及び「不可抗力」に起因する場合を除き、「事業者」が「本件工事」の続行に備え工事現場を維持するための費用若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用、その他の「本件工事」の一時中止及びその続行に起因して「事業者」に発生した増加費用を負担する。

第3節 損害等の発生

（「本件工事」中に第三者に生じた損害）

第28条 「事業者」は、「本件工事」に関し、第三者に損害を及ぼし、かかる損害が賠償対象となる場合は、その損害を賠償する。ただし、「市」の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りでない。

- 2 「本件工事」に関し、「不可抗力」により第三者に損害が発生した場合の損害の負担については、第9章の規定に従う。

第4節 操作マニュアルの作成

（操作マニュアルの作成）

第29条 「事業者」は、自らの責任と費用負担により、「本件各更新施設等」の使用又は操作のために必要、適切な事項を記載したマニュアル（以下、「操作マニュアル」という。）を3部作成し、第31条に基づく、「市」の「完成」確認の実施日の7日前まで（7日前の日が「市」の「閉庁日」の場合は、その前「開庁日」まで。）に「市」に提出する。

- 2 「市」は、前項の規定に従って「事業者」が提出した「操作マニュアル」が「本件各更新施設等」の使用又は操作のために必要又は適切な事項を記載していないと合理的に判断した場合には、「事業者」にその旨通知することができる。「事業者」は、当該通知を受領した場合には、「市」との間で修正方法を協議の上、「事業者」の責任と費用負担により当該「操作マニュアル」を修正する。

第5節 「本件各更新施設等」の「完成」及び引渡し

（「事業者」による完成検査）

第30条 「事業者」は、「事業者」の責任と費用負担において「本件各更新施設等」の完成検査を行う。

- 2 「事業者」は、「市」に対して、「事業者」が前項の完成検査を行う7日前まで（7

日前の日が「市」の「閉庁日」の場合は、その前「開庁日」まで。)に、当該完成検査を行うことを書面で通知する。「市」は、当該完成検査に立ち会うことができる。ただし、「市」は、かかる完成検査への立ち会いの実施を理由として何らの責任を負担するものではない。

- 3 「事業者」は、完成検査への「市」の立ち会いの有無にかかわらず、その結果を検査結果に関する書面の写しを添えて完成届とともに「市」に提出する。

(「市」による「本件各更新施設等」の「完成」確認)

第31条 「市」は、前条第2項の通知を受けてから14日以内(該当期間の最終日が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」以内。)に、「本件各更新施設等」が「要求水準書等」に規定された性能及び仕様を充足していることを確認するため、「完成」確認する。

- 2 「完成」確認の方法は、以下のとおりとする。

- (1) 「市」は、「事業者」又は「請負人等」及び「工事監理者」の立ち会いのもとで、「完成」確認を実施する。
- (2) 設備等の試運転等(以下、「試運転等」という。)は、「市」による「完成」確認前に「事業者」が実施し、その報告書を「市」に提出する。「市」は、「試運転等」に立ち会うことができる。なお、「試運転等」は、「事業者」の責任と費用負担において行うものとする。
- (3) 「事業者」は、前号の「試運転等」とは別に、設備等の取扱いについて、「市」への説明を実施する。

- 3 「市」は、前項に定める「完成」確認の結果、「本件各更新施設等」が「要求水準書等」に定められた内容及び水準を満たしていると判断する場合、「本件工事」完了の承諾を行わなければならない。

- 4 「市」は、第2項の「完成」確認の結果、「本件各更新施設等」が「要求水準書等」に定められた内容及び水準を満たしていないと判断する場合、不備、不具合の具体的内容を明らかにし、期間を定めて「事業者」に対してその補修又は改造等を求めることができる。

- 5 「事業者」は、前項の規定により「市」から補修又は改造等を求められた場合、速やかに補修又は改造等を行い、改めて「市」の「完成」確認及び「本件工事」完了の承諾を得なければならない。

- 6 前2項に定める補修又は改造等が「市」の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、当該補修又は改造等にかかる費用は、「事業者」が負担する。

(「完成」確認通知書の交付)

第32条 「市」は、第31条に定める「本件工事」完了の承諾により、「本件各更新施設等」を適切に利用できると判断し、かつ「事業者」が「市」に対し別紙5に定める「完成図書」を提出した場合、「事業者」に対して「完成」確認通知書を交付する。

- 2 「事業者」は、「市」の「完成」確認通知書の受領をもって、「本件各更新施設等」の使用を開始することができる。
- 3 「市」は、「完成」確認通知書の交付を理由として、「施設等の更新等業務」の全部又は一部について責任を負担するものではない。

（「事業者」による「本件各更新施設等」の引渡し及び「市」による所有権の取得）

第33条 「事業者」は、「完成」確認通知書の受領と同時に、別紙6の様式による目的物引渡書を「市」に交付し、「引渡予定日」において「本件各更新施設等」の引渡しを行う。「市」は、「本件各更新施設等」の引渡しを受けることによりその所有権を取得し、自らの責任と費用負担において、必要に応じて登記等の手続きを行う。

（「本件各更新施設等」の引渡しの遅延）

第34条 「事業者」は、「本件各更新施設等」の引渡しの遅延が見込まれる場合には、「引渡予定日」の30日前まで（30日前の日が「市」の「閉庁日」の場合は、その前「開庁日」まで。）に、当該遅延の原因及びその対応計画を「市」に通知しなければならない。ただし、第31条第4項による補修を行う必要から遅延が見込まれる場合は、この限りではない。

- 2 「事業者」は、前項に定める対応計画において、「本件各更新施設等」の速やかな引渡しに向けての対策及び想定される当該設備等の使用開始までの予定を明らかにしなければならない。

（「本件各更新施設等」の引渡し遅延による増加費用の負担）

第35条 「事業者」の責めに帰すべき事由により「本件各更新施設等」の引渡しが遅延し、「市」に当該遅延に伴う損害が発生した場合、「事業者」は、「市」に発生した損害額に相当する金額を「市」に支払う。

- 2 「本件各更新施設等」の引渡しの遅延によって「事業者」に増加費用が発生した場合、当該増加費用は「事業者」の負担とする。ただし、「市」の責めに帰すべき事由による場合は「市」の負担とし、「法令変更」及び「不可抗力」に起因する場合はそれぞれ第8章及び第9章の規定に従うものとする。

（「本件各更新施設等」の契約不適合責任）

第36条 「市」は、「本件各更新施設等」に、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）があるときは、「事業者」に対し、その修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、「市」は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、「事業者」は、「市」に不相当な負担を課するものでないときは、「市」が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、「市」が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期

間内に履行の追完がないときは、「市」は、その不適合の程度に応じて「施設等更新等費相当分」の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに「施設等更新等費相当分」の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 「事業者」が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 「本件各更新施設等」の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、「事業者」が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、「市」がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 「市」は、「本件各更新施設等」に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下、本条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、「事業者」の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 6 「市」が第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、本条において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を「事業者」に通知した場合において、「市」が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 7 「市」は、第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 8 第4項ないし第7項の規定は、契約不適合が「事業者」の故意若しくは重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する「事業者」の責任については、民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。
- 10 民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 「市」は、「本件各更新施設等」の引渡しの際に、「本件各更新施設等」に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに「事業者」に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、「事業者」がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 「事業者」は、「請負人等」を使用する場合、当該「請負人等」をして、「市」に対し本条による履行の追完及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、別紙7に定める保証書を「請負人等」から徴求し、「市」に差し入れるものとする。
- 13 「事業者」は、本条に基づく契約不適合責任を負わない場合であっても、「事業者」又は「設計受託者等」、「請負人等」、「受託者等」その他「本件事業」の一部を受託

し若しくは請け負う者が、その下請業者、委託先業者又は各材料、設備機器若しくは備品等の製造業者等から受けている施工保証、メーカー保証又はアフターサービス等による対応が可能な事項については、自ら又は「市」からの請求により、当該対応を速やかに実施するものとする。

第6節 契約保証金

(契約の保証)

第37条 「事業者」は、「本件各更新施設等（項目毎）」の履行を保証するため、「本件各更新施設等（項目毎）」のうち建設業務又は調理設備設置業務の着工から完了するまでの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、本項(5)号の場合においては、「事業者」が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は更新等工事の「請負人等」をして別途定める履行保証保険契約の締結せしめた後、i)「市」を被保険者とした場合は、直ちにその保証証券を「市」に提出しなければならない。また、ii)「事業者」又は「請負人等」を被保険者とした場合は、「事業者」の負担により、その保険金請求権に、「本契約」第68条第2項に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を「市」のために設定しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 「本件各更新施設等（項目毎）」の更新等に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、「市」が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
 - (4) 「本件各更新施設等（項目毎）」の更新等に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証
 - (5) 「本契約」に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項に定める保証の金額は、「施設等更新等費相当分（項目毎）」の100分の10とする。
- 3 「本契約」に定める契約金額の変更があった場合、保証の金額が変更後の「施設等更新等費相当分（項目毎）」の100分の10に達するまで、「市」は、「事業者」に対し保証の金額の増額を請求することができ、一方、「事業者」は、「市」に対し保証の金額の減額を請求することができる。
- 4 「事業者」が本条第1項(1)に基づき契約保証金を納付した場合には、「事業者」は、「本件各更新施設等（項目毎）」のうち一部の引渡し完了する都度、「市」に対し、当該「本件各更新施設等（項目毎）」にかかる「施設等更新等費相当分（項目毎）」の100分の10に相当する金額について、契約保証金の一部返還を求めることができる。
- 5 前各項の規定に係わらず、市が承諾した場合に限り、契約保証金を免除することができるものとする。

第5章 「本件施設等」の維持管理及び運営

第1節 総則

（「本件施設等」の維持管理及び給食の運営等）

第38条 「事業者」は、自らの責任と費用負担において、「維持管理・運営期間」の間、日本国の「法令」を遵守の上、「要求水準書等」のほか、第39条に定める「中期業務計画書」及び「年間業務計画書」に従って、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を実施する。「事業者」は、「施設等の維持管理業務」において、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・最新版）において性能・仕様等を規定している項目にあっては、これらを標準仕様として適用し、手続等を規定している項目にあっては、これらを参考仕様として準用するものとする。なお、「市」がこれらと同等の効果があると認める場合においては、「事業者」の提案によることができるものとする。

- 2 「事業者」は、適用される「法令」、学校給食に関する通知及び通達等、並びにその他の所轄官庁の指導等（学校給食衛生管理の基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）を含む。）を遵守して「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を実施しなければならない。
- 3 「事業者」は、自らの責任及び費用負担において、「維持管理・運営期間」中、自ら又は「受託者等」をして別紙4に定める保険に加入し、保険料を負担するものとし、加入後速やかにかかる保険証券又はこれに代わるものを「市」に提示する。
- 4 「事業者」は、前項に係る保険金請求権について、「市」の書面による承諾を得た上で「本件事業」のために融資を行う銀行又はその他の金融機関（以下、「金融機関等」という。）のために質権等の担保権を設定する場合を除き、担保権を設定してはならない。

（業務計画書）

第39条 「事業者」は、「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」の30日前まで（30日前の日が「市」の「閉庁日」の場合は、その前「開庁日」まで。）に、「要求水準書等」に従い、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」について、中期（「維持管理・運営期間」）を対象とする「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」実施のために必要な事項を業務区分ごとに記載した中期維持管理業務計画書及び中期運営業務計画書（以下、総称して「中期業務計画書」という。）を作成の上、「市」に提出し、その確認を受ける。また、当該「中期業務計画書」の内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに変更後の「中期業務計画書」を作成の上、「市」に提出し、その確認を受ける。

- 2 「事業者」は、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の「事業年度」開始日の30日前まで（30日前の日が「市」の「閉庁日」の場合は、その前「開庁日」まで。）に、「要求水準書等」及び「中期業務計画書」に従い、「施設等の維持管理業務」

及び「給食の運営等業務」について、当該「事業年度」を対象とする「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」実施のために必要な事項を業務区分ごとに記載した年間維持管理業務計画書及び年間運営業務計画書（以下、総称して「年間業務計画書」という。）を作成の上、「市」に提出し、その確認を受ける。また、当該「年間業務計画書」の内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに変更後の「年間業務計画書」を作成の上、「市」に提出し、その確認を受ける。

（「業務報告書」）

第40条 「事業者」は、「維持管理・運営期間」終了まで、毎月の「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」終了後、翌月の10日（10日が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」。）までに、「市」に対して、当月における「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の実施状況をそれぞれ記載した業務報告書（月報）を提出する。

2 「市」は、前項の業務報告書（月報）を受付後、その内容を確認し、「事業者」の毎月の「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を確認する。「市」は、当該業務報告書（月報）の受付日から7日（7日目が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」。）以内に、当該月のモニタリングの結果を「事業者」に通知する。

3 「事業者」は、毎年6月、9月、12月及び3月の「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」終了後、翌月の10日（10日が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」。）までに、「市」に対して、当四半期における「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の実施状況をそれぞれ記載した業務報告書（四半期報）を提出する。

4 「市」は、前項の業務報告書（四半期報）を受付後、その内容を確認し、「事業者」の四半期ごとの「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を確認する。「市」は、当該業務報告書（四半期報）の受付日から7日（7日目が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」。）以内に、当該四半期のモニタリングの結果を「事業者」に通知する。

5 第1項の業務報告書（月報）及び第3項の業務報告書（四半期報）（以下、総称して「業務報告書」という。）に記載されるべき具体的な項目及び内容は、「市」及び「事業者」が協議の上、「市」が定めるものとする。

6 「事業者」は、「維持管理・運営期間」終了まで、「業務報告書」を、「市」が常時閲覧できるように保管、管理しなくてはならない。

7 「事業者」は、「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」、「給食の運営等業務」の履行にともなって得られた各種資料（光熱水量・費、残滓量、修繕・更新履歴、その他「市」が求める資料）を作成し、適宜又は年度末に提出しなくてはならない。

（「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の第三者委託）

第41条 「事業者」は、「入札提案書類」に基づき、「施設等の維持管理業務」及び「給

食の運営等業務」をそれぞれ「維持管理者」及び「運営者」に委託しなければならない。ただし、「事業者」は、「市」に対し受託者の名称その他の情報を事前に通知し、「市」の承諾を得た上で、「施設等の維持管理業務」の一部を第三者（以下、「維持管理者」と併せて「維持管理受託者」と総称する。）に委託し、また、「給食の運営等業務」の一部を第三者（以下、「運営者」と併せて「運営受託者」と総称する。）に委託することができる。「維持管理受託者」及び「運営受託者」が、さらに第三者（以下、個別に「維持管理下請人」及び「運営下請人」という。）に委託する場合も同様とする。ただし、「市」は合理的理由なく承諾を留保、拒絶又は遅延してはならない。

- 2 前項に基づく「維持管理受託者」、「維持管理下請人」、「運営受託者」及び「運営下請人」（以下、総称して「受託者等」という。）の使用は、すべて「事業者」の責任において行うものとし、「受託者等」の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。

（従事者名簿の提出等）

第42条 「事業者」は、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に従事する者（以下、総称して「従事者」という。）の名簿を「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の開始前日までに「市」に提出する。「従事者」の異動があった場合、「事業者」は、速やかに「市」に報告しなければならない。

- 2 「事業者」は、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の遂行にあたり、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」開始前に、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類をあらかじめ「市」に提出し、「市」の承諾を得るものとする。
- 3 「市」は、「従事者」が「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を行うに不適当と認められるときは、その事由を明記して、「事業者」に対し交代を請求することができる。

（「事業者」による「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」体制の整備）

第43条 「事業者」は、「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」までに、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の実施に必要な一切の準備を完了させ、「市」に対しその旨を通知する。

- 2 「事業者」は、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」開始の遅延が見込まれる場合には、「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を「市」に通知しなければならない。
- 3 「市」は、「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」に「事業者」による「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」が開始されない場合には、「施設等の維持管理及び給食の運営等業務の開始予定日」から実際に「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」が開始された日までの期間に相当する「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」を支払わない。

- 4 「事業者」の責めに帰すべき事由により、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の開始が遅延し、「市」に当該遅延に伴う損害が発生した場合、「事業者」は「市」に発生した損害額に相当する金額を「市」に支払う。
- 5 「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の開始の遅延によって「事業者」に増加費用が発生した場合、当該増加費用は「事業者」の負担とする。ただし、「市」の責めに帰すべき事由による場合は「市」の負担とし、「法令変更」及び「不可抗力」に起因する場合はそれぞれ第8章及び第9章の規定に従うものとする。

(「市」による「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」体制の確認)

第44条 「市」は、前条第1項の通知受領後速やかに、「施設等の維持管理業務」体制及び「給食の運営等業務」体制の確認を行う。確認の結果、「要求水準書等」に従った体制が整備されていないと判断する場合、「市」は、「事業者」に対しその是正を求めることができる。

(維持管理及び給食運営に対する「市」のモニタリング)

- 第45条 「市」は、別紙3に従い、モニタリングを行い、その際、「維持管理・運営期間」中、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」について、「事業者」に対し随時その説明を求めること、「本件施設等」において維持管理・運営状況を自ら立会いの上確認すること、及び「従事者」へのヒアリングを行うことができる。その場合、「事業者」は、「市」に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 2 前項のモニタリングの結果、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」について「要求水準書等」を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、又は「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の継続に支障があると「市」が判断した場合、「市」は、「事業者」に対し別紙3に定める「モニタリング及びペナルティの考え方」に従いペナルティを課すことができる。
 - 3 「市」は、「事業者」への説明要求、「事業者」による説明の実施及び「市」による立ち会いの実施を理由として、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。
 - 4 本条のモニタリングに要する費用は各自の負担とする。

(「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の変更)

- 第46条 「市」が「事業者」に対して「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容の変更を請求した場合、「市」と「事業者」は、協議により当該変更の可否を決定する。当該協議が不調に終わった場合、「市」が当該変更の可否を決定し、「事業者」は、これに従う。
- 2 「事業者」が、「不可抗力」、「法令変更」又は「事業者」の責めに帰すことのできない事由により、「市」に対して「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容の変更を請求した場合、「市」と「事業者」は、協議により当該変更の可否を決

定する。当該協議が不調に終わった場合、「市」が当該変更の可否を決定し、「事業者」は、これに従う。

- 3 前2項により当該業務にかかる費用が増加若しくは減少する場合、「市」及び「事業者」は、協議により合理的な範囲内で当該費用の増加若しくは減少する部分を「サービス購入費」から増加若しくは減少することができる。なお、当該協議が整わない場合、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容の変更に起因して「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る費用が増加するときは、当該増加費用を「事業者」が負担し、費用が減少するときは「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」を減額する。ただし、「市」の責めに帰すべき事由による増加費用は「市」の負担とし、「法令変更」及び「不可抗力」に起因する増加費用はそれぞれ第8章及び第9章の規定に従う。

(第三者に及ぼした損害等)

第47条 「事業者」は、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に関し、「事業者」の責めに帰すべき事由により「市」又は第三者に損害が発生し、かつ当該損害が賠償対象となったときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、「市」の運営に伴う事故等、「市」の責めに帰すべき事由により第三者又は「事業者」に生じた損害については、「市」が負担する。

- 2 「本契約」締結後、「市」が新たに提示した条件に起因して、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の過程で第三者に損害が発生した場合、「市」は、合理的な範囲でその損害を賠償しなければならない。ただし、「事業者」に起因する事情に基づき、「市」が条件を提示した場合を除く。
- 3 「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に関し「不可抗力」により第三者に損害が発生した場合は、第9章の規定に従う。

(「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に伴う近隣対策)

第48条 「事業者」は、自らの責任と費用負担において、騒音、振動、臭気その他の「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。

- 2 近隣対策の実施にあたり、「市」は、必要と認められる場合には、「事業者」が行う近隣対策に協力する。
- 3 「事業者」は、近隣対策の実施について、「市」に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 4 「事業者」は、「市」の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容を変更することはできない。「市」は、「事業者」が「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容を変更する以外に近隣住民の了解を得ることが不可能又は著しく困難であることを明らかにした場合に限り、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の内容の変更を承諾する。

- 5 近隣対策の結果、「事業者」に生じた費用は、「事業者」が負担する。ただし、「本件施設等」を設置・運営すること自体に直接起因して近隣対策が必要となった場合の増加費用は、「市」が負担する。

第2節 維持管理業務

（「本件施設等」の修繕）

- 第49条 「事業者」は、「要求水準書等」及び「業務計画書」に従い、自らの責任と費用負担において、「本件施設等」の修繕等（建築物とともに、建築設備、附帯施設、調理設備、食器食缶等及び施設備品（ただし、「市」の職員が使用する施設備品は除く。）の維持管理に伴う修繕業務、修繕・補充業務を含む）を行う。ただし、当該修繕等が、「市」の責めに帰すべき事由による場合は、増加費用は「市」の負担とし、「法令変更」及び「不可抗力」に起因する場合は、それぞれ第8章及び第9章に定める負担とする。
- 2 「事業者」が、自己の責任と費用負担において、「業務計画書」に記載がない修繕等又は「本件施設等」に重大な影響を及ぼす修繕等を行う場合、事前に「市」に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ「市」の事前の承諾を得なければならない。
- 3 修繕等によって「完成図書」に変更が生じた場合、「事業者」は、「完成図書」に当該変更の箇所を反映させた上で、「市」の確認を受けなければならない。
- 4 「市」と「事業者」は、「要求水準書等」に従い、「施設等の維持管理業務」及び「施設等の更新等業務」に含まれない大規模な修繕等又は大規模な更新等が必要な事由が生じた場合、協議の上、対応策を定めるものとする。
- 5 「事業者」は、合理的な中期修繕計画を立てて、修繕等を実施し、「市」に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

（施設等の損傷）

- 第50条 「本件施設等」の使用者（「事業者」及び「受託者等」の従業員その他の「事業者」側の関係者を除く。）による「本件施設等」の損傷及び「事業者」の責めによらない事故・火災等災害による損傷は、「市」の責任と費用負担においてこれを修復する。
- 2 「本件施設等」が「事業者」の責めに帰すべき理由により損傷した場合、「事業者」は、その責めを負う。

第3節 運営業務

（マニュアルの作成及び「従事者」の教育）

- 第51条 「事業者」は、「本契約」締結後、速やかに、「要求水準書」、学校給食衛生管理の基準（文部科学省）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）に基づき、かつHACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）に配慮した内容の「給食の運営等業務」についてのマニュアルを作成し、「市」に提出し、その承諾を受けるも

のとする。

- 2 「事業者」は、「給食の運営等業務」の円滑かつ適切な実施のため、当該業務に係る「従事者」について定期的かつ計画的に研修等を行い、その資質向上に努める。「事業者」は、かかる研修等の記録を、毎年6月、9月、12月及び3月末日から10日以内（当該期間の最終日が「市」の「閉庁日」の場合は、その翌「開庁日」以内。）に、「市」に提出するものとする。

（管理責任者）

第52条 「事業者」は、「要求水準書等」に従い、「本契約」締結後、速やかに、総括責任者、調理責任者、調理副責任者、アレルギー対応食調理責任者、食品衛生責任者を、それぞれ選任し、添付書類とともに、選任報告書を「市」に提出する。

- 2 「事業者」は、前項に従い「市」に報告した者を変更する場合には、原則として変更する前に、ただしやむを得ない事情があるときは変更後直ちに、添付書類とともに、変更後の者の選任報告書を「市」に提出する。変更した者をさらに変更する場合も同様とする。

（調理等業務等）

第53条 「市」は、「事業者」に対し、実施月の1週間前までに、1カ月分まとめて献立表及び食器・食缶・配膳器具の種別を指示し、調理当日までに献立・食数に応じて調達した食材（調味料を含むすべての食品をいう。）を引き渡す。

- 2 「事業者」は、「要求水準書等」に定める調理業務等の業務を行う。
- 3 「事業者」は、「市」の作成した献立等に基づき調理を行い、調理済み食品をクラスごとに食缶に詰め添加物類とともに「市」が指定する学校へ配送し、回送を行う。「事業者」は、回収した食器、食缶、コンテナ等及び使用した調理設備機器等について洗浄及び残滓等の処理を行う。

（食中毒等）

第54条 「事業者」は、「要求水準書等」に規定された事項を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって「給食の運営等業務」を実施し、「法令」及び所轄官庁の指導、基準等を満たした安全な給食を提供しなければならない。

- 2 「事業者」は、食中毒等が発生するおそれがある場合、直ちに、被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講じるとともに、「市」に報告しなければならない。
- 3 給食の配送先学校等において食中毒等が発生した場合、「事業者」は、自己の費用により、保健所等の所轄官庁が行う原因究明調査に協力する。
- 4 前項の場合、「事業者」も自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果を「市」に報告する。報告を受けた「市」は、追加調査が必要であると判断した場合には「事業者」と協力のうえ追加調査を行うものとし、追加調査が不要又は困難であると判断した場合には「事業者」の調査結果を承諾するか否かを定めるものとする。ただし、「市」

は、合理的な理由なく承諾を留保、拒絶又は遅延しないものとする。

- 5 食中毒等によって第三者に損害が生じた場合、「事業者」はこれを賠償するものとし、「市」が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、「市」の請求により当該損害賠償金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、「事業者」が、「市」の責めに帰すべき事由によることを明らかにした場合、「事業者」の責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合（配膳時の異物混入の場合を含む。）又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し「市」の承諾を得た場合には、「市」に対して当該損害賠償金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わない。
- 6 食中毒等が発生したことにより、「施設等の維持管理業務」又は「給食の運営等業務」の全部又は一部を遂行することができない期間（以下、本条において「遂行不能期間」という。）が生じた場合、当該期間において遂行できない業務に対応する「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」（以下、本条において「遂行不能業務相当分」という。）の支払方法及び損害賠償（前項により「市」が「事業者」に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。
 - (1) 「市」は、食中毒等が「市」の責めに帰すべき事由によることが明らかになった場合、「遂行不能業務相当分」については、「遂行不能期間」において「事業者」が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、「事業者」の「市」に対する損害賠償請求を妨げない。
 - (2) 「市」は、食中毒等が「市」及び「事業者」のいずれの責めにも帰すことができない事由によることが明らかになった場合、又は「事業者」が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、その結果につき第4項の「市」の承諾を得た場合、「遂行不能業務相当分」については、「遂行不能期間」において「事業者」が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、「市」又は「事業者」が相手方に対して損害賠償請求を行うことはできないものとする。
 - (3) 「市」は、食中毒等が「事業者」の責めに帰すべき事由によることが明らかになった場合、又は、「事業者」が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し「市」の承諾を得られないことが確定した場合には、別紙3に基づき、「遂行不能業務相当分」を減額することができるものとし、かつ、「市」は「事業者」に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。
 - (4) 「市」は、第59条、第60条及び別紙8に定める「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」の請求書を受領したときに、前3号のいずれにも該当していない場合には、「事業者」に対し、「事業者」の請求額のうち「遂行不能業務相当分」に該当する部分について、その支払を留保するものとし、当該食中毒等が前3号のいずれかに該当するかが判明した時点において、支払を留保していた「遂行不能業務相当分」につき、各号に定める対応を行う。

(アレルギー対応食)

第55条 「事業者」は、「市」が指定する児童生徒に対して、「市」が作成した献立に基づいて、アレルギー対象食材を除去したアレルギー対応食の調理を行い提供する。

(アレルギー対応食による事故)

第56条 「事業者」は、「事業者」が提供した給食に含まれる食材等に対するアレルギー反応によって健康被害又は重大な事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合については、第54条第2項ないし第6項を準用する。

(給食の提供の遅延等の場合)

第57条 「事業者」は、「本件施設等」を稼働して給食を調理し児童生徒等に提供することが遅延する場合(不可能な場合を含む。)は、速やかに、給食提供の代替措置を講じするなど、影響を最小限にするよう努力しなければならない。

2 前項の事態が生じることが確実な場合は、「事業者」においてその事態が判明した時点で、「市」に報告をしなければならない。

3 代替措置の内容については、「市」と「事業者」の協議により決定する。

4 第1項の遅延等が、「事業者」の責めに帰すべき事由による場合、代替措置に係る費用は「事業者」の負担とする。ただし、当該遅延等が、「市」の責めに帰すべき事由による場合は、増加費用は「市」の負担とし、「法令変更」及び「不可抗力」に起因する場合は、それぞれ第8章及び第9章に定める負担とする。

第6章 「サービス購入費」の支払い

(「施設等更新等費相当分」の支払い)

第58条 「市」は、「事業者」に対し、「施設等の更新等業務」に対する「施設等更新等費相当分」(金額は別紙8に規定するとおり。ただし、「本契約」の定めにより変更されることがある。)を、「本件各更新施設等」ごとに、当該「本件各更新設備等」の引き渡し完了後速やかに別紙8に規定する時期及び方法に従って支払う。ただし、「本件各更新施設等」の引渡し遅延が発生した場合、当該「本件各更新設備等」にかかる「施設等更新等費相当分」の支払時期及び支払金額について見直しを行う。

(「施設等維持管理費相当分」の支払い)

第59条 「市」は、「事業者」に対し、「施設等の維持管理業務」に対する「施設等維持管理費相当分」(総額金●円。ただし、「本契約」の定めにより変更されることがある。)を、令和10年7月又は8月(支払対象期間：令和10年4月から令和10年6月分)を第1回とし、令和20年4月又は5月(支払対象期間：令和20年1月から令和20年3月分)を最終回とする、年4回・全40回に分け、別紙8に規定する方法に従って支払う。

（「給食運営等費相当分」の支払い）

第60条 「市」は、「事業者」に対し、「給食の運営等業務」に対する「給食運営等費相当分」（固定料金●円及び別紙8に基づく変動料金。ただし、「本契約」の定めにより変更されることがある。）を、令和10年7月又は8月（支払対象期間：令和10年4月から令和10年6月分）を第1回とし、令和20年4月又は5月（支払対象期間：令和20年1月から令和20年3月分）を最終回とする、年4回・全40回に分け、別紙8に規定する方法に従って支払う。

（「サービス購入費」の改定）

第61条 本事業に係る「サービス購入費」は、別紙8に基づき改定される。

（「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」の減額）

第62条 「市」は、第45条に定める「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に対する「市」のモニタリングの結果により、別紙3に基づき、「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」を減額することができる。

（「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」の返還）

第63条 「市」は、「事業者」から提出された「業務報告書」に虚偽の記載があることが判明し、「市」がこれを「事業者」に対して通知した場合、「事業者」は、「市」に対して、当該虚偽記載がなければ「市」が前条の規定に従い減額し得た「施設等維持管理費相当分」及び「給食運営等費相当分」部分を速やかに返還しなければならない。

第7章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

（契約期間）

第64条 「本契約」の「契約期間」は、東根市議会における「本契約」議案の議決の日から令和20年3月31日までとする。

（契約終了時の取扱い）

第65条 「事業者」は、「本契約」が終了する場合（期間満了、解除、解約その他事由の如何を問わない。以下、本条及び次条において同じ。）には、「市」が継続的に「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」を行うことができるよう、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る必要事項を「市」に説明するとともに、「事業者」が使用した「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に関する操作要領、申し送り事項その他の関係資料の一切を「市」に提供する等、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の引き継ぎに必要な協力をする。

(終了手続に係る費用の負担)

第66条 「本契約」の終了に際し、「本契約」の終了手続に伴い発生する諸費用等については、「事業者」がこれを負担する。ただし、「市」の責めに帰すべき事由によって生じた諸費用等については、「市」が負担する。

第2節 「事業者」の事由による契約終了

(「事業者」の事由による契約終了)

第67条 「市」は、次の各号のいずれかに該当するときは、「事業者」に対し相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは「本契約」の全部又は一部を解除終了させ、又は解除せずに「事業者」の契約上の地位を「市」が選定した第三者に移転させることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が「本契約」及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 「事業者」が、正当な理由なく、「要求水準書等」に定めた日又は自ら提出した「全体スケジュール表」等に記載した着手日を過ぎても、「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」若しくは「給食の運営等業務」又はそれらを構成する各業務に着手しないとき。

(2) 「事業者」が、「要求水準書等」に定めた日又は自ら提出した「全体スケジュール表」等に記載した期限までに「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」若しくは「給食の運営等業務」又はそれらを構成する各業務を完了させないとき、又は、当該期限の経過後相当の期間内に当該業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 「事業者」が、正当な理由なく、第36条に定める履行の追完をしなかったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」が「要求水準書等」に違反したとき。

2 次に掲げるいずれかの事由が「事業者」に生じた場合、「市」は何らの催告等を要せず直ちに、「本契約」の全部を解除し終了させ、又は解除せずに「事業者」の契約上の地位を「市」が選定した第三者に移転させることができる。

(1) 「事業者」が、第78条第2項各号の規定に違反したとき。

(2) 「事業者」が「本件事業」の全部又は一部を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続した場合。

(3) 「事業者」が「本件事業」の全部又は一部を完了させ又は実施することができないことが明らかであるとき。

(4) 「事業者」から「市」に引き渡された「本件各更新施設等」に契約不適合がある場合において、その不適合が「本件各更新施設等」を除却した上で再び工事をしなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。

(5) 「事業者」が「本件事業」の全部又は一部を完了させ又は実施する債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 「事業者」の債務の一部の履行が不能である場合又は「事業者」がその債務の一部

の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、「事業者」が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 別紙3に定める「本契約」の解除要件に該当するいずれかの事由が生じた場合。
- (9) 「事業者」が第78条第1項の表明保証に違反したと「市」が認めた場合において、「市」が前項の催告をしても当該違反が是正される見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」がその債務の履行をせず、「市」が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (11) 「事業者」に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、「事業者」としてその申立てを行うことを決定した場合又はその他第三者（「事業者」の取締役を含む。）によりその申立てがなされた場合。
- (12) 「事業者」が、支払不能又は支払停止となった場合。
- (13) 「事業者」が、故意又は重大な過失により、各業務報告書、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったことが明らかになった場合。
- (14) 「事業者」（「設計受託者等」、「請負人等」、「受託者等」その他「本件事業」の一部を受託し若しくは請け負う者を含む。以下、本号において同じ。）が、次に掲げるいずれかに該当するとき。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下、同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号、その後の改正を含む。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に該当する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると

認められるとき。

カ 下請契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約その他の契約の相手方とした場合（ただし、カに該当する場合は除く。）において、「市」が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

3 前2項各号に定める場合が、「市」の責めに帰すべき事由によるものであるときは、「市」は、前2項の規定による契約の解除等を行うことができない。

（違約金及び「本件各更新施設等」に関する「本契約」解除等の効力）

第68条 前条により「本契約」が解除等された場合、「事業者」は、「本契約」締結時点での「施設等維持管理費相当分」（年額）及び「給食運営等費相当分」（年額）の100分の25に相当する金額を違約金として「市」に対して支払う。なお、「市」は、当該解除等の日までに履行された「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」がある場合には、当該「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る部分（日割計算するものとする。）の未払いの金額を、別紙8の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。

2 「本件各更新施設等」の全部又は一部について「市」への引渡しがなされる前に、前条により「本契約」が解除等された場合には、「事業者」は、「市」に対して、前項の違約金に加えて、引渡し前の「本件各更新施設等」にかかる「施設等更新等費相当分」の100分の10に相当する金額を違約金として支払う。

3 「市」が被った損害の額が前2項の違約金の合計額を超過する場合は、「市」はかかる超過額について「事業者」に損害賠償を求めることができる。

4 「市」は、「本件各更新施設等」の出来高部分が存在する場合（完成後引渡前の場合も含む。）、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができるものとし、当該出来高部分の買受代金と第1項及び第2項の違約金を相殺することができる。相殺後に買受代金に残額があれば、「市」は、相殺後の残額を「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。ただし、「本件各更新施設等」の更新等の状況から見て、「本件各更新施設等」を撤去して「本件施設等」を原状回復することが社会通念上合理的であると認められる場合、「市」は、「事業者」に対し、原状回復するよう請求できる。かかる場合においては、「事業者」は、第1項及び第2項の違約金に加えて、当該原状回復の費用を負担する。

5 前項ただし書の場合において、「事業者」が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、「市」は、「事業者」に代わって原状回復を行うことができ、これに要した合理的な費用を「事業者」に求償することができる。この場合においては、「事業者」は、「市」の原状回復について異議を申し出ることができない。

6 前条により「本契約」が解除等された時点において既に引渡し済みの「本件各更新施

設等」については、「市」がその所有権を保持するものとし、「事業者」は受領済の「施設等更新等費相当分」を返還しない。

- 7 「本件施設等」の「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」開始後に「事業者」の責めに帰すべき事由により「本契約」が解除され、かつ、「事業者」の責めに帰すべき事由により「本件施設等」が損傷している場合、「事業者」は、「市」に対して「本件施設等」の修復に必要な合理的な修繕費を支払う。ただし、全壊した場合又は損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断された場合は、「事業者」の責任と費用負担により「本件施設等」を更新しなければならない。

第3節 「市」の事由による契約終了

（「市」の事由による契約終了）

第69条 「市」が、「本契約」上の重要な義務（「サービス購入費」の支払等を含むが、これに限らない。）に違反した場合、「事業者」は「市」に対して30日以上期間を定めて「市」において当該違反行為を是正すべき旨を書面で通知する。当該期間中においてかかる違反行為が是正されない場合、「事業者」は、「市」に対して書面による通知をした上で「本契約」の全部を解除し終了することができる。ただし、この場合、「本件各更新施設等」の全部又は一部が完成している場合（引渡し前でも、「本件各更新施設等」が完成している場合を含む。）には、「市」は当該「本件各更新施設等」の所有権を保持する（引渡し前である場合には「事業者」から「市」への引渡しを行う）ものとし、「本件各更新施設等」の全部又は一部が未完成である場合には、「市」は当該「本件各更新施設等」の出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。また、「事業者」は受領済の「施設等更新等費相当分」を返還しない。

- 2 前項に基づき「本契約」が終了した場合、「市」は、「事業者」に対し、当該終了により「事業者」が被った損害を賠償する。この場合においても、「市」は、「本件各更新施設等」にかかる「施設等更新等費相当分」の未払いの金額（ただし、「本件各更新施設等」のうち未完成であるものについては、出来高部分に相応する金額。）及び当該終了の日までに履行された「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る「施設等維持管理費相当分」及び「給食等運営等費相当分」（日割計算するものとする。）の未払いの金額を、別紙8の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。

第4節 「市」による任意解除

（「市」による任意解除）

第70条 「市」は、「事業者」に対して、180日以上前に通知を行うことにより、他に特段の理由を有することなく「本契約」を解除することができる。この場合、「本件各更新施設等」の全部又は一部が完成している場合（引渡し前でも、「本件各更新施設等」が

完成している場合を含む。)には、「市」は当該「本件各更新施設等」の所有権を保持する(引渡し前である場合には「事業者」から「市」への引渡しを行う)ものとし、「本件各更新施設等」の全部又は一部が未完成である場合には、「市」は当該「本件各更新施設等」の出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。また、「事業者」は受領済の「施設等更新等費相当分」を返還しない。

- 2 前項に基づき「本契約」が終了した場合、「市」は、「事業者」に対し、当該終了により「事業者」が被った損害を賠償する。
- 3 本条第1項に基づき「本契約」が終了した場合、「市」は、「本件各更新施設等」の完成、未完成に関わらず、「施設等更新等費相当分」の未払いの金額(ただし、「本件各更新施設等」のうち未完成であるものについては、出来高部分に相応する金額。)を、別紙8の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。
- 4 本条第1項に基づき「本契約」が終了した場合、終了の日までに履行された「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」がある場合には、当該「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る部分(日割計算するものとする。)の未払いの金額を、別紙8の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。

第5節 「法令変更」による契約終了

(「法令変更」による契約の終了)

第71条 第74条第1項の協議にもかかわらず、「法令変更」により、「市」が「本件事業」の継続が著しく困難若しくは不可能と判断した場合又は「本契約」の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、「市」は、「本契約」の全部を解除して終了させることができる。この場合、「本件各更新施設等」の全部又は一部が完成している場合(引渡し前でも、「本件各更新施設等」が完成している場合を含む。)には、「市」は当該「本件各更新施設等」の所有権を保持する(引渡し前である場合には「事業者」から「市」への引渡しを行う)ものとし、「本件各更新施設等」の全部又は一部が未完成である場合には、「市」は当該「本件各更新施設等」の出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。また、「事業者」は受領済の「施設等更新等費相当分」を返還しない。

- 2 「市」は、「本件各更新施設等」の完成、未完成に関わらず、「施設等更新等費相当分」の未払いの金額(ただし、「本件各更新施設等」のうち未完成であるものについては、出来高部分に相応する金額。)を、別紙8の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。
- 3 本条第1項に基づき「本契約」が終了した場合、終了の日までに履行された「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」がある場合には、当該「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る部分(日割計算するものとする。)の未払いの金額を、別紙8の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。

第6節 「不可抗力」による契約終了

（「不可抗力」による契約終了）

第72条 第76条第1項の協議にもかかわらず、「本契約」の効力発生後における「不可抗力」により、「市」が「本件事業」の継続が著しく困難若しくは不可能と判断した場合又は「本契約」の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、「市」は、「本契約」の全部を解除して終了させることができる。この場合、「本件各更新施設等」の全部又は一部が完成している場合（引渡し前でも、「本件各更新施設等」が完成している場合を含む。）には、「市」は当該「本件各更新施設等」の所有権を保持する（引渡し前である場合には「事業者」から「市」への引渡しを行う）ものとし、「本件各更新施設等」の全部又は一部が未完成である場合には、「市」は当該「本件各更新施設等」の出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。また、「事業者」は受領済の「サービス購入費」を返還しない。

- 2 「市」は、「本件各更新施設等」の完成、未完成に関わらず、「施設等更新等費相当分」の未払いの金額（ただし、「本件各更新施設等」のうち未完成であるものについては、出来高部分に相応する金額。）を、別紙8の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。
- 3 本条第1項に基づき「本契約」が終了した場合、終了の日までに履行された「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」がある場合には、当該「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に係る部分（日割計算するものとする。）の未払いの金額を、別紙8の定めに基づき、「本契約」解除前の支払スケジュールに従って支払う。

第8章 「法令変更」

（「法令変更」に係る通知の付与）

第73条 「事業者」は、「法令変更」により、「要求水準書等」及び「設計図書」に従い「本件各更新施設等」の更新等若しくは工事ができなくなった場合、「要求水準書等」に従い「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」が実施できなくなった場合又はそれらの実施のために過分の費用を要すると認められる場合若しくはそれらのおそれがあると認められる場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに「市」に対して通知する。

- 2 「市」及び「事業者」は、前項の通知がなされた時点以降、「本契約」に基づく自己の義務が適用「法令」に違反することとなった場合、履行期日における義務が当該適用「法令」に違反する限りにおいて、その履行義務（ただし、「本件各更新施設等」が完成している場合における、当該「本件各更新施設等」にかかる「施設等更新等費相当分」の支払義務を除く。）を免れる。ただし、「市」及び「事業者」は、「法令変更」により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

（「法令変更」に係る協議及び増加費用の負担）

第74条 「市」は、「事業者」から前条第1項に定める通知を受領した場合、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否か等について確認した上で、当該「法令変更」に対応するために、速やかに「本件各更新施設等」の設計、更新等、「引渡予定日」、「要求水準書等」等の変更、「本契約」、「設計図書」等の変更及び必要な増加費用の負担（以下、本条において「対応策」という。）について、「事業者」と協議する。

2 前項の協議にかかわらず、「法令変更」の施行の日から30日以内に「対応策」についての合意が成立しない場合、「市」は、その合理的な「対応策」を決定して「事業者」に通知し、「事業者」は、当該「対応策」に従う。

3 前項により「市」が決定する「対応策」における増加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 「市」は、「本件事業」に直接的影響を及ぼす「法令変更」（「本件施設等」及び「本件施設等」と類似のサービスを提供する施設の維持管理、運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした「法令」についての「法令変更」のことをいう。）により生じた増加費用を負担する。

(2) 法人税その他類似の税制度の変更等に係る「法令変更」により生じた増加費用は、「事業者」が負担する。なお、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用は、すべて「事業者」が負担するものとする。ここで、外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

(3) 「消費税等」に関する「法令変更」がなされた場合の「サービス購入費」の変更にについては、別紙8に定めるとおりとする。

(4) 前3号以外の「法令変更」によって生じた増加費用については、「事業者」が負担する。

第9章 「不可抗力」

（「不可抗力」に係る通知の付与）

第75条 「事業者」は、「不可抗力」により、「要求水準書等」及び「設計図書」に従い「本件各更新施設等」の更新等若しくは工事ができなくなった場合、「要求水準書等」に従い「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」が実施できなくなった場合又はそれらの実施のために過分の費用を要すると認められる場合若しくはそれらのおそれがあると認められる場合、その状況の詳細を記載した書面をもって「市」に対して通知する。

2 「市」及び「事業者」は、「不可抗力」により履行できなくなった義務を免れる。ただし、「市」又は「事業者」は、「不可抗力」により相手方に発生する損害を最小限に

するよう努力をしなければならない。

(「不可抗力」に係る協議及び増加費用の負担)

第76条 「市」は、「事業者」から前条第1項に定める通知を受領した場合、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否か等について確認した上で、当該状況に対応するために、速やかに「要求水準書等」及び「設計図書」等の変更、「本件各更新施設等」及び「本件施設等」の修繕及び必要な増加費用の負担（以下、本条において「対応策」という。）について、「事業者」と協議する。

2 前項の協議にかかわらず、当該状況が発生した日から30日以内に「対応策」についての合意が成立しない場合、「市」は、その合理的な「対応策」を決定して「事業者」に通知し、「事業者」は、当該「対応策」に従う。

3 前項により「市」が決定する「対応策」における損害又は増加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 「施設等の更新等業務」又は「本件各更新施設等」の全部又は一部について損害又は増加費用が発生した場合は、当該「施設等の更新等業務」又は「本件各更新施設等」の全部又は一部にかかる「施設等更新等費相当分」の100分の1までの金額（「不可抗力」が同一の「施設等の更新等業務」又は「本件各更新施設等」の全部又は一部について複数回生じた場合にあつては、損害又は増加費用の累計額が当該100分の1までとなる額）は「事業者」の負担とし、それを超える額については「市」の負担とする。

(2) 「施設等の維持管理業務」について損害又は増加費用が発生した場合は、当該「事業年度」における「施設等維持管理費相当分」の100分の1までの金額（「不可抗力」が一「事業年度」内で複数回生じた場合にあつては、一「事業年度」につき累計で、損害又は増加費用の累計額が当該100分の1までとなる額）を「事業者」の負担とし、それを超える額については「市」の負担とする。

(3) 「給食の運営等業務」について損害又は増加費用が発生した場合は、当該「事業年度」における「給食運営等費相当分」のうち固定料金及び当該「事業年度」の前「事業年度」における「給食運営等費相当分」のうち変動料金総額（ただし、「本契約」の効力発生後最初の「事業年度」における変動料金は、入札時に適用した「年間提供給食数」に基づく当該「事業年度」総額の100分の20に相当する額）の合計額の100分の1までの金額（「不可抗力」が一「事業年度」内で複数回生じた場合にあつては、一「事業年度」につき累計で、損害又は増加費用の累計額が当該100分の1までとなる額）を「事業者」の負担とし、それを超える額については「市」の負担とする。

(4) 前3号にかかわらず、第三者による損害賠償、保険金（「要求水準書等」によって付保すべき旨又は付保する旨の記載がある保険に係る保険金をいう。）又は政府による支援等により損害又は増加費用がてん補されたときは、当該てん補相当額は、「市」が負担すべき損害及び増加費用額から控除する。

(「不可抗力」への対応)

第77条 「事業者」は、前条第1項及び第2項に定める「対応策」が決定されるまでの間、「不可抗力」による「本件事業」への影響を早期に除去し、損害を最小限に抑えるべく、適切な対応を行う。

第10章 確認事項

（「事業者」による事実の確認）

第78条 「事業者」は、「市」に対して、「本契約」の締結日現在及び効力発生日現在において、次の事実を表明し保証する。

- (1) 「事業者」が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、「本契約」を締結し及び「本契約」の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - (2) 「事業者」による「本契約」の締結及び履行は、「事業者」の目的の範囲内の行為であり、「事業者」が「本契約」を締結し、履行することにつき「法令」上及び「事業者」の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
 - (3) 「本契約」の締結及び「本契約」に基づく義務の履行が「事業者」に適用のある「法令」に違反せず、「事業者」が当事者であり若しくは「事業者」が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は「事業者」に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (4) 「本契約」は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある「事業者」の債務を構成し、「本契約」の規定に従い強制執行可能な「事業者」の債務が生じること。
- 2 「事業者」は、「本契約」に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を「市」に対して誓約する。
- (1) 「事業者」は、「市」の書面による事前の承諾なしに、「本契約」上の地位及び「本件事業」等について「市」との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づき「市」に対して有する債権について、第三者への譲渡、担保提供又はその他の処分をしないこと。
 - (2) 「事業者」は、「市」の書面による事前の承諾なしに、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の発行並びにその他「事業者」の株主構成割合に変更をもたらす可能性のある証券の割り当てを行わないこと。
 - (3) 「事業者」は、「市」の書面による事前の承諾なしに、解散、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡その他の会社の基礎を変更する行為をしないこと。

（「市」による事実の確認）

第79条 「市」は、「事業者」に対して、「本契約」の効力発生日現在において次の事実を表明し保証する。

- (1) 「本契約」の締結又は履行に必要な債務負担行為が東根市議会において決議されていること。

- (2) 「本契約」は、適法、有効かつ拘束力ある「市」の債務を構成すること。
- 2 「市」は、「本契約」に基づく一切の債権債務が消滅するに至るまで、「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」に必要な「市」の維持すべき許認可を維持することを「事業者」に対して確認する。
- 3 「市」は、前条第2項(1)に定める「事業者」による「本契約」上の地位及び「本件事業」等についての「市」との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づき「市」に対して有する債権の譲渡、担保提供又はその他の処分についての承諾について、合理的な理由なく承諾を留保、拒絶又は遅延しないものとする。
- 4 「市」は、「本契約」期間中、「本契約」の本旨に従った債務の不履行が生じないよう合理的な努力を行うものとする。

第11章 その他

(公租公課の負担)

第80条 「本契約」に関連して生じる公租公課は、「本契約」に別段の定めがある場合を除き、すべて「事業者」の負担とし、「市」は、「本契約」の定めに従い「サービス購入費」を支払うほか、「本契約」に関連して生じる公租公課を別途負担しない。

(協議)

第81条 「本契約」において、「市」及び「事業者」による協議が必要な事由が発生した場合、「市」及び「事業者」は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

2 「市」及び「事業者」は、「本契約」の実施にあたって疑義が生じた場合は、誠意をもって協議しなければならない。

(関係者協議会の設置)

第82条 「市」及び「事業者」は、必要と認めるときは、「本件事業」の実施に関する協議を行うために、関係者協議会を設置することができる。

2 「市」及び「事業者」は、「本契約」の効力発生後、速やかに、関係者協議会の組織・運営に必要な事項を定める。

3 「市」は、必要に応じて関係者協議会を招集する。

4 「事業者」は、必要があると判断したときは、「市」に対し関係者協議会の招集を請求することができる。

(「事業者」の経営状況に係る報告)

第83条 「事業者」は、「契約期間」中、毎「事業年度」の財務書類（会社法第435条第2項に定める計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書。）を作成し、当該「事業年度」の最終日から起算して3カ月以内に、「市」に提出しなければならない。なお、当該財務書類については、公認会計士による監査を行うものとする。

(「事業者」の経営状況に対する「市」のモニタリング)

第84条 「市」は、前条に基づき提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、「事業者」に対し財務状況の改善を勧告できる。かかる勧告がなされた場合、「事業者」は、速やかに財務状況改善計画書を「市」に提出して、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行する。

2 本条のモニタリングに要する費用は各自の負担とする。

(秘密保持)

第85条 「市」及び「事業者」は、互いに「本件事業」に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密に属する一切の事項及び情報（「本件事業」に関して知る前にすでに自ら保有していたもの、「本件事業」に関して知る前に公知であったもの、「本件事業」に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得したものは除く。）を自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」並びに「給食の運営等業務」の実施者、又は自己の出資者、並びに「本件事業」に関し「事業者」に融資する「金融機関等」及びその代理人又はコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は「本契約」の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、「市」又は「事業者」が「法令」に基づき開示する場合又は相手方の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 「事業者」は、「本契約」に基づく業務の履行において知り得た「個人情報」を第三者に漏らしてはならず、その他個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む。）に反する行為をしてはならない。また、「事業者」が「本契約」に基づいて、業務の全部又は一部を第三者に委託、あるいは請け負わせる場合等、「事業者」以外の第三者が「本件事業」の履行に関わる場合、「事業者」は、自らの責任において、当該第三者がその知り得た「個人情報」を他に漏洩すること、その他個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む。）に反する行為をすることのないようにしなければならない。

(著作権等)

第86条 「市」は、「本件各更新施設等」の「設計図書」及び「完成図書」その他「本契約」に関して「市」の要求に基づき作成される一切の書類（以下、「設計図書等」という。）について、「市」の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、「本契約」の終了後も存続するものとする。

2 前項の「設計図書等」が著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利は、著作権法の定めるところによるものとする。

3 「事業者」は、「市」が当該「設計図書等」を次の各号に掲げるところにより無償で利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作権者（「市」を除く。以

下、本条において同じ。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。

- (1) 成果物、「本件各更新施設等」の内容を公表し、官公庁の求めに応じ提出すること。
 - (2) 「本件各更新施設等」の完成、増築、改築、更新、修繕等のために必要な範囲で、「市」及び「市」の委託する第三者をして複製、頒布、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 「本件各更新施設等」を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 「本件各更新施設等」を増築し、改築し、修繕若しくは模様替え、更新により改変し、又は取り壊し、あるいは消去すること。
- 4 「事業者」は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ「市」の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 本条第1項に掲げるもの並びに「本件各更新施設等」の内容を公表すること。
 - (2) 本条第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (3) 「本件各更新施設等」に「事業者」又は著作権者の実名又は変名を表示すること。

(著作権等の侵害の防止)

第87条 「事業者」は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを「市」に対して保証する。

- 2 「事業者」の作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償又は必要な措置を講じる必要が生じたときは、「事業者」は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(特許権等の使用)

第88条 「事業者」は、「市」が第三者の権利を侵害することなく「本件各更新施設等」を使用するため、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとし、第三者の有する当該技術等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、「事業者」がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(「事業者」の兼業禁止)

第89条 「事業者」は、「本契約」で実施が認められている業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ「市」の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第12章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第90条 「本契約」並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、回答、申出、承諾、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解約は、書面により行わな

ればならない。なお、「市」及び「事業者」は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとする。

- 2 「事業者」は、「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」、「給食の運営等業務」の履行にともなって「市」に提出書類は、原則として、書面（紙媒体）とともに、データ（電子媒体）でも提出するものとする。
- 3 「本契約」の履行に関して「市」と「事業者」の間で用いる計量単位は、「要求水準書等」及び「設計図書」に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号、その後の改正を含む。）に定めるものとする。
- 4 期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）及び商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含む。）の定めるところによるものとする。
- 5 「本契約」の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 6 「本契約」の履行に関して「市」と「事業者」との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 「本契約」に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

（遅延利息）

第91条 「市」又は「事業者」が、「本契約」の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払いの金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条（昭和24年法律第256号、その後の改正を含む。）に定める率（法改正により率の変更があれば変更後の率による。）により計算した額を、遅延損害金として相手方に対して支払わなければならない。なお、計算にあたっては、1年を365日とする。

（解釈）

第92条 「要求水準書等」に定めのない事項及び「要求水準書等」の解釈に関して疑義が生じた場合、「市」及び「事業者」は、その都度、誠意をもって協議し、これを決定する。

- 2 「本契約」、「基本協定書」、「入札説明書」、「要求水準書」及び「入札提案書類」の間に齟齬がある場合、「本契約」、「基本協定書」、「入札説明書」、「要求水準書」及び「入札提案書類」の順にその解釈が優先するものとする。また、「本契約」、「基本協定書」、「要求水準書」及び「入札説明書」に定めがない場合、入札手続において受け付けられた質問及びこれに対する「市」の回答のうち事業契約書（案）に係る部分に基づき解釈し、当該解釈は「入札提案書類」に優先するものとする。
- 3 前項の規定に係わらず、「要求水準書等」の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合であって、「市」及び「事業者」の間で協議の上かかる記載内容に関する解釈が合意された場合には、当該合意内容を優先する。

（準拠法）

第93条 「本契約」は、日本国の「法令」に準拠するものとし、日本国の「法令」に従っ

て解釈する。

(管轄裁判所)

第94条 「本契約」に関する紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

別紙一覧

- 別紙1 「本件各更新施設等」
- 別紙2 「設計図書」
- 別紙3 モニタリング及びペナルティの考え方
- 別紙4 「本件事業」期間中の保険
- 別紙5 「完成図書」
- 別紙6 目的物引渡書
- 別紙7 保証書
- 別紙8 「サービス購入費」の内容及び支払方法、改定

別紙1 「本件各更新施設等」

(第1条関係)

1 建設業務（附帯施設を含む。）

(1) 受変電設備機器更新業務

ア 「調査・設計期間」

令和●年●月●日から令和●年●月●日

イ 「建設期間」

令和●年●月●日から令和●年●月●日

ウ 「更新等費相当」

金●円

（うち施設等の更新等業務に対するサービス購入費●円）

（うち消費税及び地方消費税相当額●円）

エ 「設計者」

●

オ 「工事監理者」

●

カ 「更新等者」

●

～

(15) ガスバルクタンク・強制気化装置更新業務

ア 「調査・設計期間」

令和●年●月●日から令和●年●月●日

イ 「建設期間」

令和●年●月●日から令和●年●月●日

ウ 「更新等費相当」

金●円

（うち施設等の更新等業務に対するサービス購入費●円）

（うち消費税及び地方消費税相当額●円）

エ 「設計者」

●

オ 「工事監理者」

●

カ 「更新等者」

●

2 調理設備設置業務

(1) 厨房機器更新その1業務

ア 「調査・設計期間」

令和●年●月●日から令和●年●月●日

イ 「調理設備設置期間」

令和●年●月●日から令和●年●月●日

ウ 「更新等費相当」

金●円

(うち施設等の更新等業務に対するサービス購入費●円)

(うち消費税及び地方消費税相当額●円)

エ 「設計者」

●

オ 「工事監理者」

●

カ 「更新等者」

●

～

(8) 厨房機器更新その8業務

ア 「調査・設計期間」

令和●年●月●日から令和●年●月●日

イ 「調理設備設置期間」

令和●年●月●日から令和●年●月●日

ウ 「更新等費相当」

金●円

(うち施設等の更新等業務に対するサービス購入費●円)

(うち消費税及び地方消費税相当額●円)

エ 「設計者」

●

オ 「工事監理者」

●

カ 「更新等者」

●

別紙 2 「設計図書」

(第 11 条関係)

(「入札説明書」、「要求水準書」及び「入札提案書類」に従って記載)

別紙3 モニタリング及びペナルティの考え方

(第 45 条・第 54 条・第 56 条・第 62 条・第 67 条関係)

(「入札説明書」、「要求水準書」及び「入札提案書類」に従って記載)

別紙4 「本件事業」期間中の保険

(第18条・第38条関係)

「本件事業」期間中に「事業者」が付保する保険は以下のとおりである。

(「入札説明書」、「要求水準書」及び「入札提案書類」に従って記載)

別紙5 「完成図書」

(第32条関係)

(「入札説明書」、「要求水準書」及び「入札提案書類」に従って記載)

別紙6 目的物引渡書
(第33条関係)

目的物引渡書

令和●年●月●日

東根市長 ● 殿

事業者 住 所
名 称
代表者

「事業者」は、以下の設備等を、東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業事業契約第33条の規定に基づき、下記引渡年月日付で引き渡します。

施 設 名 称		東根市学校給食センター
施 設 場 所		東根市大字東根元東根字一本木 6032 外
対象の設備等		●
引渡年月日		令和●年●月●日
立 会 人	東 根 市	
	事 業 者	

● 殿

上記引渡年月日付で、上記の設備等の引渡しを受けました。

東根市長 ●

別紙 7 保証書

(第 36 条関係)

保 証 書

(保証)

第 1 条 ● (建設業者) (以下、「保証人」という。)は、東根市 (以下、「市」という。))と● (特別目的会社) (以下、「事業者」という。))が令和 5 年 1 月●日付で締結した東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業事業契約 (以下、「事業契約」という。))第 36 条に基づいて「事業者」が「市」に対して負う債務 (以下、「主債務」という。))について、これを連帯して保証する。なお、本保証書において使用する用語については、「事業契約」における定義に従うものとする。

(通知)

第 2 条 「設計・更新等期間」の変更、延長、工事の中止その他の「事業契約」の内容 (主債務の内容を含む。))に変更が生じた場合、「市」は、遅滞なく「保証人」に変更内容を通知する。「事業契約」の内容に変更が生じたときは、これに従って本保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

(保証債務履行の請求)

第 3 条 「市」は、保証債務の履行を請求しようとするときは、「保証人」宛ての保証債務履行請求書を提出する。「保証人」は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合、上記請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る債務の履行を完了し、それ以外の場合は、上記請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る債務の履行を開始し又は終了するものとする。

(代位等)

第 4 条 「保証人」は、「市」の承諾を得た場合を除き、「事業契約」に基づく「事業者」の債務がすべて履行されるまで、代位によって取得した権利を行使しない。

(本保証書の解約及び終了)

第 5 条 「保証人」は、本保証書を解約又は撤回することができない。

2 本保証は、「事業契約」に基づく「事業者」の債務が終了又は消滅した場合、終了する。

(管轄裁判所)

第 6 条 本保証書に関する紛争に関する訴訟については、山形地方裁判所を第一審の専属

管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証書は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

以上の証として本保証書を2部作成し、「保証人」は、これに署名、押印し1部を「市」に差し入れ、1部を自ら保有する。

令和●年●月●日

東根市長 ● 殿

保証人：●（建設業者）

別紙８ 「サービス購入費」の内容及び支払方法、改定

(第13条・第54条・第56条・第58条・第59条・第60条・第61条・第68条・第69条・第70条・第71条・第72条・74条関係)

(「入札説明書」、「要求水準書」及び「入札提案書類」に従って記載)